

■金沢もてなしの伝統文化資産保存活用奨励金制度

1. 趣旨

文化的景観とは、風土に根ざして営まれた人々の生活や生業のあり方を示す景観地のことを言います。金沢市では、平成21年10月に策定した景観計画の中で、旧城下町区域と卯辰山区域を文化的景観区域に定めました。

この区域内において、料亭や和風旅館は、和風の空間の中で、磨き抜かれたもてなしにより、金沢の食文化を提供しています。これら施設でみられる風情、情緒、佇まいなどは、藩政期に由来する金沢固有の文化が映し出された文化的景観の1つであると言えます。

よって、このような料亭や和風旅館を、「金沢もてなしの伝統文化資産」に認定し、その施設の風情、情緒、佇まいを保存、活用するための奨励金を交付します。

2. 要綱

この制度は、「金沢もてなしの伝統文化資産保存活用奨励金交付要綱」に基づき実施します。

3. 料亭・和風旅館の定義

(1) 料亭

和風設備の客席を設け、加賀料理その他の金沢の伝統的料理を提供し、客に遊興又は飲食をさせることを主たる業務としている店舗で、長年にわたり地域に密着し、かつ、本市の和の文化に触れることができるもの。

(2) 和風旅館

旅館業法第2条第3項に規定する旅館営業を営むための施設のうち、全客室数に対する和室である客室の数の割合が2分の1を超え、かつ、和風設備の客席を設けている施設。

4. 対象となる施設

次の各号のすべてに該当する料亭、和風旅館のうち、市長が適当と認めた施設

- (1) 文化的景観区域内で営業していること
- (2) (1)の区域内での営業期間が連続100年(戦前の和風建築の場合は30年)以上であること
- (3) 料理人を雇用し、その料理人が調理した日本料理を客に提供していること
- (4) 歴史的な価値の高い建築物、庭園、文献又美術品を所有していること

5. 認定の手続き

①認定申請書の提出

上記「4. 対象となる施設」に適合し、伝統文化資産の認定を希望する事業者は、市に対し、「金沢もてなしの伝統文化資産認定申請書」を提出してください。

②認定申請書の審査

提出された認定申請書について、市が書面審査や現地実態調査を行い、また専門家による審査会の意見を聴いて、金沢もてなしの伝統文化資産の認定の可否を決定します。

*店舗の風情、情緒、佇まいが伝統文化資産の趣旨と合致しないと判断した施設は、認定しない場合があります。

③認定の可否の通知、認定施設への認定証の送付

6. 金沢もてなしの伝統文化資産の保存・活用

事業者は、伝統文化資産を適切に管理し、保存と活用に努めるものとします。

【料亭・和風旅館が持つ文化的景観の要素】

和風の空間、もてなし、食文化、そして店を支える人々の営みが一体となった場であり、城下町金沢にふさわしい文化的景観を形成する要素の1つであると捉えています。

文化的景観の要因	料亭・和風旅館の特徴
(1) 日常生活に浸透する嗜みの文化	<ul style="list-style-type: none"> ・茶道とつながりの深い初釜・茶懐石の場としての利用 ・冠婚葬祭の場としての利用 ・人生儀礼など特別な日の贈答慣行の場としての利用 ・折詰での料理の持ち帰り
(2) 文化活動における多様な空間的利用	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的な和風建築・日本間を利用したもてなし ・立地を活かし建物と一体となった眺望景観の存在 ・精緻に作庭され丁寧に維持管理された日本庭園 ・金沢固有の雪吊りの施工(外観からの景観面の要素も含む)
(3) 金沢らしい美意識の表出と醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・受け継がれた技術や美意識を反映した工芸品の使用 ・書画、骨董など由緒ある調度品や生け花等による室内装飾 ・金沢芸妓の芸の披露ともてなし ・待受けにおける抹茶・和菓子の提供
(4) 職人達や関連業種の集まる町場の存続	<ul style="list-style-type: none"> ・高度な加賀料理技法を習得した調理人による料理 ・地場の高級食材を使用した料理、料理に合う地酒の提供 ・価値ある工芸品の器や皿などによる盛付け ・金沢しぐさや金沢ことばを体現した着物姿の仲居のもてなし ・茶屋への仕出し料理の提供

7. 奨励金

伝統文化資産の事業者に対し、毎年度、保存活用奨励金を交付します。

- ・交付申請書の提出を受け、左欄の各区分ごとの奨励金を合算した額を交付します。

	区 分	奨 励 金
建物	営業用の延床面積が1,000㎡以上の施設	年50万円
	上記以外の施設	年25万円
庭園	庭園の面積が100㎡以上の施設	年50万円
	上記以外の施設(庭園を有する施設に限る)	年25万円
従業員	常時、料理人5人以上を雇用する施設	年50万円
	上記以外の施設	年25万円

- ・平成22年度に認定した施設については、平成22年度から奨励金を交付します。
- ・翌年度の4月末までに保存活用の取組みに関する報告書を提出していただきます。

8. 変更届、認定の取消し等

- (1) 変更届の提出……事業中止、経営者や施設名称の変更、伝統文化資産の構成要素の減少等
- (2) 認定の取消し……伝統文化資産の構成要素の大幅な減少・消失、法令違反等の不適当な行為

9. 認定の手続きに関する提出書類

(1) 金沢もてなしの伝統文化資産認定申請書

(2) 添付書類

① 定款及び法人登記簿謄本(法人の場合)、経営者の住民票写し(個人の場合)

※【追加書類】 法人登記簿謄本で創業年月が確認できない場合(法人前の個人経営等)
→ 創業年月を証明する文献等(写し)

② 不動産登記簿(土地、建物)

※【追加書類】 建物登記簿で所在や建築年が確認できない場合(戦前の建築、未登記等)
→ 建築年を証明する書類等(写し)

③ 建物平面図 各階ごとの間取りと概算面積がわかるもの(手書きでも可)

④ 建物の写真 10枚以内(外観2～3枚、内部7～8枚)

⑤ 庭園の写真 5枚以内

⑥ 料理人名簿 氏名、性別、生年月日、勤続年数を明記

⑦ 歴史的な価値の高い資産(5点以内)に関する目録、資産ごとの軽易な説明と写真
(例)和室や建物の一部分、食器、書画骨董、扁額、庭石、庭木など

10. 奨励金の交付に関する提出書類

① 金沢もてなしの伝統文化資産保存活用奨励金交付申請書

② 料理人の雇用についての申告書

③ 直近の納期限到来分にかかる市税納入証明書(市民税、固定資産税・都市計画税)

11. 申請書様式の入手について

① 金沢市産業局商業振興課(市役所5階) TEL. 220-2204、FAX. 260-7191

来課時に受取り、電話連絡によりEメール送信又は郵送

② 「金沢もてなしの伝統文化資産保存活用奨励金」で検索、又は下記 URL からダウンロード
<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/17021/syougyou/ryouteisyoureikinn.html>